

## 公益財団法人東京都スポーツ協会倫理委員会規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）が、東京都におけるスポーツの統一組織としてその自覚と責任をもち、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通じて、その社会的使命を果たしていくために、協会役・職員倫理規程に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所 掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 協会及び協会役・職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 協会役・職員及び協会加盟団体関係者について、関係規定の順守の確認並びに「公益財団法人東京都スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の周知徹底及びガイドラインに基づく改善勧告等の検討に関すること。
- (3) 協会役・職員が協会役・職員倫理規定に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合に、理事長の求めに応じ、意見を述べること。
- (4) 理事会の求めに応じ、事実関係の確認を行い、その結果を報告すること。

### (委 員)

第3条 委員会に次の委員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委 員 若干名

第4条 委員長は、理事長とする。

- 2 委員は、委員長が協会理事及び学識経験者のうちから推挙し、理事会に諮った上で委嘱する。

### (任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、協会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

### (委員会)

第6条 委員会は委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、理事会決定の日(平成25年3月15日)から施行する。
- 2 この規程は、令和6年3月4日理事会議決により一部改正(団体名称)し、令和6年4月1日から施行する。